

アラハレテ云ク、別ノ事ナシ、ワレラ遊ツル前ヲトヲリツレバ、胸ヲフミタルナリトゾ云ケル、天
狗ノシワザナリ、サテ三日アリテ死ニケリ、洞照ガ相神ノ如シ、

〔古事談^六亭宅語道〕洞照參入道殿^{御堂藤原道長}御前、乍臥令謁給、于時宇治殿^{内大臣道長子頼通}令參給、暫アリ
テ入母上御方給之後、洞昭申云、此君本自無止御坐而重可貴之御相已ニ顯給云々、入道殿忽驚起
給ヒ被仰云、可讓攝籙之由、只今心中所案也云々、

〔續世繼^七うたゝれ〕此兄弟^{房源房}のおほいどの少將におはしけるとき、隆俊治部卿御むこにとり
申さんと思ひて、其時めしひたる相人。有けるに、かの二人、いかゞさうし奉たると問れば、と
もによくおはします、みな大臣にいたり給べき人もと云けるを、いづれか世にはあひ給ふべき
ととはれけるに、弟は末ひろく、みかど一の人も出き給ふべきさうおはすと申ければ、六條殿^顯
房をとり申たるとぞき、侍し其かひ有て、みかど關白も其御末より出き給へり、

〔續古事談^二臣節〕堀川左大臣^{源俊房}始テ舞人セラレケル時、閑院春宮大夫能信、父ノ大納言ニツゲラ
レケル、コノ人ヤムゴトナキ相アリ、必大臣ニイタルベシトゾ、フルキ人々云トコロ、ミナムナシ
カラヌ事也、

〔古今著聞集^七術道〕野々宮左府公^{藤原繼原}おさなくおはしける時、母儀女^{上西門院房備後}さまをやつして、ぐ
し奉りて播磨の相人として、めいよの者ありけるに行て、相を見せさせられけり、相人よく見
申て、必一にいたり給べきよしを申けり、母儀あらがひて、是はさ程の位にいたるべき人にあら
ず、さぶらひ程の者の子にて侍なりとの給ひければ、相人申けるは、まことに侍にておはしまさ
ば、檢非違使などに成給べきにや、いかにも大臣の相おはします物をと申けり、後徳大寺左大臣
○藤原實定の末の子にておはしけるが、このかみ、みなうせ給て家をつぎて、大將をへて、左右大臣一
位にいたりて、天下の權をとり給けるゆゑ、しく相し申たりける也、此事をおとゞ聞たもち給て、